

石垣市まちなか交流館ゆんたく家
指定管理者募集要項（非公募）

石垣市企画部商工振興課

石垣市まちなか交流館ゆんたく家指定管理者募集要項（非公募）

石垣市まちなか交流館ゆんたく家について、石垣市まちなか交流館ゆんたく家条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を募集する。

1 対象施設の概要

- (1) 名称：石垣市まちなか交流館ゆんたく家
- (2) 位置：石垣市字大川203番地
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造2階建て、1階部分一部木造
- (4) 敷地面積：約138.01㎡
- (5) 延床面積：約137.32㎡
- (6) 休館日：1月1日から1月3日まで
- (7) 開館時間：午前9時から午後9時まで

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連した利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。
※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定書で定める。

3 指定管理者の業務等

- (1) ゆんたく家の施設及び付属設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び保守に関する業務
- (2) ゆんたく家の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業の実施に関する業務
- (3) 地域情報の収集、分析、提供に関する業務
- (4) 施設等の利用許可に関する業務
- (5) 利用許可の取り消し等に関する業務
- (6) 施設等の原状回復命令に関する業務その他利用の許可に関する業務
- (7) 利用料金の収受に関する業務
- (8) 利用料金の減免に関する業務
- (9) 利用料金の返還に関する業務その他利用料金の収受に関する業務
- (10) その他、市長が施設の管理運営上必要と認める業務

4 利用料金収入の取扱い

指定管理者は、施設の利用料金を収入として、事業の充実に資する目的に使用することができる。

5 施設の管理に係る費用

土地代を含む、運営に係る一切の費用は指定管理者が拠出し、施設利用料収入等によりそれを賄い、施設を管理、運営するものとする。

6 利用者数及び収支状況

別紙参照

7 申請資格

次の要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 石垣市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 市内に主たる事務所を有する団体であること。
- (6) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触していないこと。

8 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間。

9 選定方法

石垣市まちなか交流館ゆんたく家第6条に規定する選定基準により、石垣市指定管理者選定委員会において総合的に審査する。

選定を行ったときは、その結果を全ての応募者に通知する。なお、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じないものとする。

10 申請書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 申請団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 申請団体の申請直前5年の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (4) 申請団体の申請前年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 義務履行証明書（別紙）
- (6) 指定期間となる各年度（3年分）の事業計画書（様式第2号、様式第2-1から2-4号）及び収支予算書（様式第3号）
- (7) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
- (8) 代表者の身分証明書
- (9) 企業又は団体の概要(様式第4号)
 - ア 経歴・実績
 - イ 代表者の履歴書、役員の名・氏名
 - ウ 事業概要又はこれに準ずるもの（パンフレット可）
- (10) 職員の配置計画（様式第5号）
- (11) その他市長が必要と認めた書類

11 申請に関する留意事項

- (1) 関係法令の遵守
申請書類の作成にあつては、関係法令を遵守すること。
- (2) 申請内容の変更禁止
提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。ただし、本市から申し入れをした場合は除く。
- (3) 虚偽の記載をした場合の取扱い
虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- (4) 申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。

(6) 申請書類の著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定候補者の選定の公表等に必要の場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 接触の禁止

選定委員に対し、本件申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがある。

(8) 資料の取扱い

本市が提供する資料について、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

12 スケジュール

(1) 申請受付期間

平成30年9月10日から平成30年10月19日午後5時まで

(2) 選定期間 平成30年11月上旬

(3) 指定及び協定

平成30年12月議会の議決を経て指定し、その後協定を締結する。

(4) 管理開始 平成31年4月1日

問い合わせ先

石垣市企画部商工振興課

〒907-8501 石垣市美崎町14番地

TEL 0980-82-1533

FAX 0980-82-1911

別 紙

年度別施設利用状況

	開館日数	貸館総利用者数	延べ利用者数
平成27年度	363	1,579	28,597
平成28年度	362	2,473	31,376
平成29年度	362	2,002	30,863

収支状況

	科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収入	運営負担金	900,000	900,000	900,000
	利用料収入	189,600		
	売上	68,700	112,872	441,100
	合計	1,158,300	1,012,872	1,341,100
支出	人件費	900,000	900,000	900,000
	イベント費	60,000		
	会議費			
	修繕費			25,000
	外注費			
	損害保険料	20,000	20,000	
	減価償却費			
	広告宣伝費		25,400	
	通信費			
	印刷費			
	消耗品費	13,680		45,697
	水道光熱費	198,047	127,571	209,021
	新聞図書費	57,900	35,752	58,504
	地代家賃	125,856	87,400	125,856
	荷造運賃			
	支払手数料		37,038	30,000
	その他・雑費			23,760
合計	1,375,483	1,233,161	1,417,838	
収支合計		-217,183	-220,289	-76,738
TM石垣運営負担金		900,000	900,000	900,000
運営収支合計		682,817	679,711	823,262